

感染症法に基づく医療措置協定に関するよくある御質問（病院・診療所）

No	分類	質問	回答
1	全般	医療措置協定とは何か。	令和6年4月に施行された改正感染症法に基づき、都道府県は、新興感染症の対応を行う医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）と協議を行い、その機能・役割に応じた感染症対応に係る協定を締結することとなりました。この協定のことを医療措置協定といいます。
2	全般	医療措置協定は必ず締結しなければならないのか。	改正感染症法では、都道府県知事は医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときに医療措置協定を締結するものとされていますので、必ず締結しなければならないものではないものではありますが、県としては、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、できるだけ多くの医療機関の皆様にご協力をお願いしたいと考えております。
3	全般	どのような感染症を想定すれば良いのか。	新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症）を想定していますが、新興感染症の性状・感染性などを事前に想定することは困難なため、これまでの教訓を生かせる新型コロナウイルス感染症の対応を想定しております。
4	全般	協定を締結した場合、必ず協定内容を実施しなければならないのか。	現時点では、新型コロナウイルス感染症の対応を想定しておりますが、実際に発生した新型インフルエンザ等感染症等の性状や感染状況等に応じ、協定の内容の変更を含め、機動的かつ柔軟に対応いたします。
5	全般	協定締結の期間はいつまでか。	協定締結日から令和9年3月31日までとし、その後更新しない旨の申し出がない限り、同一条件により3年間更新してまいります。
6	全般	現在、どれだけの医療機関が協定を締結しているのか。	病院5機関、診療所220機関と協定の締結を行っております（令和6年6月1日時点）。
7	手続き	協定の締結はどのように行うのか。	診療所との締結にあたっては、県感染症対策課ホームページに掲載している「診療所用協議フォーム」から、必要事項の入力をお願いしております。 URL： https://fukushima.ubinavi-plus.com/yb/page/ybSurvey.php?hidReportList=RPT0000031 病院との締結にあたっては、各二次医療圏を管轄する保健所を中心に、協定の締結に向けた協議を実施することとしております。
8	手続き	協定書は開設者名ではなく管理者名での締結となるのか。	感染症法第36条の3第1項の規定により、医療措置協定は開設者ではなく管理者と締結することになります。 （法人代表と締結することはできません） ただし、第一種協定指定医療機関（病床確保）又は第二種協定指定医療機関（発熱外来、自宅療養者等への医療の提供）として指定を受けるに当たっては、必ず開設者の同意を得ていただく必要があります。
9	手続き	管理者が替わった場合、協定の再締結は必要か。	管理者が替わった場合でも、権利義務は承継されるため、協定の再締結は不要です。
10	手続き	医療措置協定締結後、平時に、措置協定の内容の変更や解約は可能ですか。	協定締結後も内容の変更や解約は可能です。 協定内容について、変更を要する事情が発生した場合は、柔軟に対応いたしますので、県までご連絡ください。
11	手続き	令和6年12月31日まで外来感染対策向上加算／感染対策向上加算の経過措置の対象となっているため、年内に協定を締結すれば良いのか。	国において、協定締結作業については令和6年9月末までに完了することを目指すこととされております。締結の御意向となった際には、「診療所用協議フォーム」に必要事項の入力又は保健所へのご連絡をお願いします。

感染症法に基づく医療措置協定に関するよくある御質問（病院・診療所）

No	分類	質問	回答
12	財政	協定を締結した場合、財政支援はあるか。	協定を締結する医療機関に対しては、県の予算の範囲内で新興感染症に備えるための施設・設備整備の補助を行います。 また、有事の際、協定に基づく措置を講じた場合、措置に要する費用については、補助金や診療報酬の上乗せ等による財政支援が講じられる予定です。流行初期に財政支援が整備されるまでの間においては、流行初期医療確保措置が実施されます。
13	流行初期医療確保措置	流行初期医療確保措置とは何か。	補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されていない流行初期において、病床確保又は発熱外来を行う旨の医療措置協定を締結した医療機関のうち、締結内容が県が定める基準を満たし、診療報酬収入の月額が、流行前の同じ月の額を下回った場合に、その差額を補填する措置です。
14	流行初期医療確保措置	県が定める流行初期医療確保措置の基準を満たさない内容で、流行初期から対応する旨の協定を締結することは可能か。	流行初期医療確保措置の対象にはなりません。流行初期から対応する旨の協定を締結することは可能です。
15	流行初期医療確保措置	県が定める流行初期医療確保措置の基準は何か。	<p>【病床確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置の実施に係る知事の要請があった日から起算して1週間以内に即応化 ・4床以上の病床の確保 <p>【発熱外来】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置の実施に係る知事の要請があった日から起算して1週間以内に開設 ・病院においては1日あたり10人以上、診療所においては5人以上の患者について対応すること
16	流行初期医療確保措置	流行初期医療確保措置の基準を満たす協定を締結していても、実際に基準以上の患者が来なければ、流行初期医療確保措置は適用されないのか。	基準を満たす協定を締結し、知事の要請から協定書に規定する期間内に感染症に係る医療を提供する体制を構築した場合は、流行初期医療確保措置が適用されます。
17	流行初期医療確保措置	流行初期医療確保措置の基準を下回る協定を締結した場合において、有事の際に、基準を上回る病床確保や発熱外来ができる場合は、流行初期医療確保措置の対象となるか。	基準を満たした協定を締結している場合に限ることとしており、有事の際に基準を上回る体制確保が可能である場合は、協定を変更した上で措置を実施いただくことになります。協定変更せずに実施された措置については、流行初期医療確保措置の対象となりません。
18	措置内容	個人防護具の5品目のうち、コロナ対応の実績では使わなかったものがある。その場合、使用しなかったものについては0としてもよいか。	5品目すべてについて2か月分備蓄することを推奨していますが、当該医療機関の新型コロナ対応での平均的な使用量で設定するものであるため、備蓄数量が「0」となることもやむを得ないと考えます。その場合、協定書に記載する備蓄量（〇ヶ月分）については、使用を想定する品目の数量で記載してください。なお、国において、規模別・物資別の平均消費量（令和3年及び令和4年平均値）が整理されておりますので、参考にしてください。